

指定学区外就学許可基準(学校教育法施行令第8条関係)

No	許可事由	期間	備考
1	指定学区外への転居による場合	卒業するまで	小学校卒業後、その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合には、再度申請手続きを行う。
2	兄・姉が指定学区外就学をしている場合、弟・妹もそれに準ずるため	小学生は中学卒業まで	小学校卒業後、その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合には、再度申請手続きを行う。
3	指定学区外への新築転居を予定している場合	新居へ転居するまで	ただし、新築家屋の完成転居が、1年以内に行われるもの。完成入居年月日が証明できる添付書類が必要。 (家屋完成予定証明書・賃貸契約書等)
4	生徒指導等の配慮が必要であると認められる場合	生徒指導等の問題がなくなるまで (1年更新)	いじめ・不登校・部活動等で特に配慮が必要である旨の校長からの副申書類を添付する。
5	指定学区外在住だが、両親が共働きの為、子どもの登下校時に保護者が常時留守となり、袋井市内に居住している祖父母等のところから通学する場合	相当期間 (1年更新)	両親の就労証明書、児童生徒の預かり証明書を添付する。
6	自治会等の付き合いが指定学区外の場合	卒業まで	自治会長等による居住証明書を添付する。
7	身体的・金銭的及び家庭内不和等の理由により教育的配慮が必要と思われる場合	相当期間 (1年更新)	
8	日本語又は日本の生活習慣に不慣れ等の外国人児童生徒又は帰国児童生徒で、日本語指導等の指導体制が整っている学校に通学させたい場合	相当期間 (1年更新)	
9	自宅から安全に通学できる経路による通学距離が隣接学校の方が短い場合	卒業まで	地図(自宅、指定校、隣接校の位置関係が分かるもの。通学路、両校それぞれの距離を明記する)を添付する。  小学校卒業後、その小学校を学区にもつ中学校へ進学を希望する場合には、再度申請手続きを行う。

附 則

この基準は、平成28年11月1日から適用する。